

関係各位 殿

食品表示法の違反についてお詫び

このたび、弊社商品の一部につきまして「群馬県産」、「熊本県産」、「茨城県産」と表示すべきところ「新潟県産」と表示していたことにより、指示(公表)の処分が為されることとなりました。

お取引先様へ産地が異なる商品をご提供いたしましたことは、誠に申し訳なく心よりお詫び申し上げます。

食に関わる生産者として、消費者の皆様、お取引先様、関係各位に多大なるご迷惑をお掛けし、重ねてお詫びいたします。

今後は商品の管理体制を見直し、再発防止に万全を尽くし、これからもお取引様に安心してお取引いただけるよう努めてまいります。

なお不適正表示の詳細は下記のとおりでございます。

記

1. 不適正表示の商品

① 小粒椎茸ちよびすけ80g30入	令和5年10月10日～令和5年10月24日	1,740kg
② 生椎茸100g30入B	〃	
③ 肉厚生椎茸AB大小込150g×24入	〃	
④ 生椎茸100g30入	令和7年6月8日～令和7年6月13日	
⑤ 菌床椎茸200g15入	〃	
⑥ 乾燥きくらげ(バルク5kg)	令和5年12月1日～令和6年12月27日	80kg
⑦ 乾燥まいたけ(バルク5kg)	令和5年12月15日～令和7年2月3日	251.4kg

2. 経緯

お取引先様の指摘により調査に応じたところ、群馬県産のしいたけ、群馬県産のまいたけ、茨城県産のきくらげ、熊本県産のきくらげ、を新潟県産として出荷していたことを確認したものです。速やかに事実関係を保健所に報告、お詫びし、あらためて調査を受けました。

その結果、指示の処分を受けることになりました。

3. 原因

- ・発生不良のため、きのこが不足し、欠品を避けたいがために一時的に同業他社からの仕入を行いました。
- その際に「群馬県産」、「茨城県産」、「熊本県産」と表示すべきところ「新潟県産」のまま出荷いたしました。
- ・私をはじめ経営陣の食品表示法への認識の甘さが原因です。

4. 対策

- ・県外産の仕入れを廃止いたします。
- ・欠品が予想された場合は、速やかにお取引様に連絡、相談し、対応することとします。
- ・急なオーダー、発生不良に対応できるよう余裕を持った発生計画を実行します。
- ・経営陣から今回の事案を社員全員に報告し、今後このようなことをしないと宣言します。
- ・そのうえで、今後は食品表示制度について啓発を行い、法令違反の認識をあらたにし、その遵守を徹底します。

以上

令和7年12月10日
有限会社 中山食茸
代表取締役 中山芳雄

① 小粒椎茸ちよびすけ80g30入
(令和5年10月10日～令和5年10月24日)



② 生椎茸100g30入B
(令和5年10月10日～令和5年10月24日)



③ 肉厚生椎茸AB大小込150g×24入
(令和5年10月10日～令和5年10月24日)



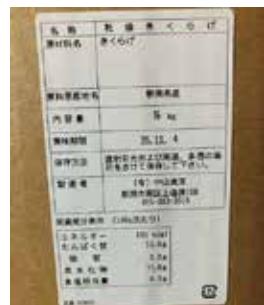
④ 生椎茸100g30入
(令和7年6月8日～令和7年6月13日)



⑤ 菌床椎茸200g15入
(令和7年6月8日～令和7年6月13日)



⑥ 乾燥きくらげ(バルク5kg)
(令和5年12月1日～令和6年12月27日)



⑦ 乾燥まいたけ(バルク5kg)
(令和5年12月15日～令和7年2月3日)

